

**都立公園の多面的な活用の推進方策について**  
**第1回専門部会**

平成28年9月20日

# 目 次

1	都立公園の概況	・・・ 1～11
2	多面的な活用の事例	・・・ 12～13
3	国の動向	・・・ 14
4	多面的な活用の必要性	・・・ 15～23
	4-1 東京を巡る社会情勢	
	4-2 多面的な活用の必要性(案)	
	4-3 多面的な活用のパターン(案)	
5	多面的な活用の方向性と推進方策	・・・ 24～26
	5-1 多面的な活用の方向性(案)	
	5-2 多面的な活用の推進方策(案)	

別冊1(事例集)

別冊2(「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」  
最終とりまとめ(平成28年5月))

# 1 都立公園の概況

## (1) 都立公園の概要

都立公園は、都市公園法に基づく〈都市公園〉に該当  
一定区域内の土地の権限を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し、一般に公開する営造物  
公園である

### • 制度体系による「公園・緑地」の分類

#### ○営造物公園

- 都市公園 (**都立公園**、区市町村立公園、国営公園)
- 海上公園 〈海上公園条例〉 等

#### ○地域制緑地

- 自然公園 (国立公園、国定公園、都立自然公園)  
〈自然公園法、自然公園条例〉
- 特別緑地保全地区、緑化地域、市民緑地  
緑地保全地域 〈都市緑地法〉
- 生産緑地地区 〈生産緑地法〉
- 歴史的風土特別保存地区等 〈歴史的風土保全法等〉
- 近郊緑地保全区域 〈首都圏近郊緑地保全法〉
- 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域  
〈自然環境保全法〉
- 保全地域 〈自然保護条例〉
- 保安林 〈森林法〉

土地の権限に関係なく、区域を  
指定  
土地利用の制限・一定行為の  
禁止または制限で自然景観を  
保全

# 1 都立公園の概況

## (1) 都立公園の概要

都立公園は、東京都全域の都市公園のうち、概ね面積10ha以上の大規模公園や文化財庭園等が該当(10ha未満については、区市町村が設置・管理)

現在、総合公園 30箇所、運動公園9箇所、広域公園11箇所、風致公園9箇所、動植物公園4箇所、歴史公園9箇所、都市緑地9箇所、緑道1箇所(計82箇所)が開園

### ・「公園」の分類 (公園調書(東京都建設局)による)

#### ○都市公園<都市公園法>

- **都立公園**
- 区市町村立公園
- 国営公園

都市公園法の公園種別と都立公園数

種類	種別	内容	都立公園の数
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	30
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	9
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園	11
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園	0
特殊公園	風致公園		9
	動植物公園		4
	歴史公園		9
	墓園		0
	墓園		0
緩衝緑地等	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地	0
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地	9
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地	1
			82

#### ○都市公園以外の公園

- 自然ふれあい公園<自然公園条例>、海上公園<海上公園条例>、
- 児童遊園<児童福祉法に基づく児童厚生施設>、国民公園<環境省管理(新宿御苑、皇居外苑等)>
- 公共的な施設で公園に準じるもの(自然教育園、明治神宮外苑等)
- 公団・公社等が設置する住宅内の公園

# 1 都立公園の概況

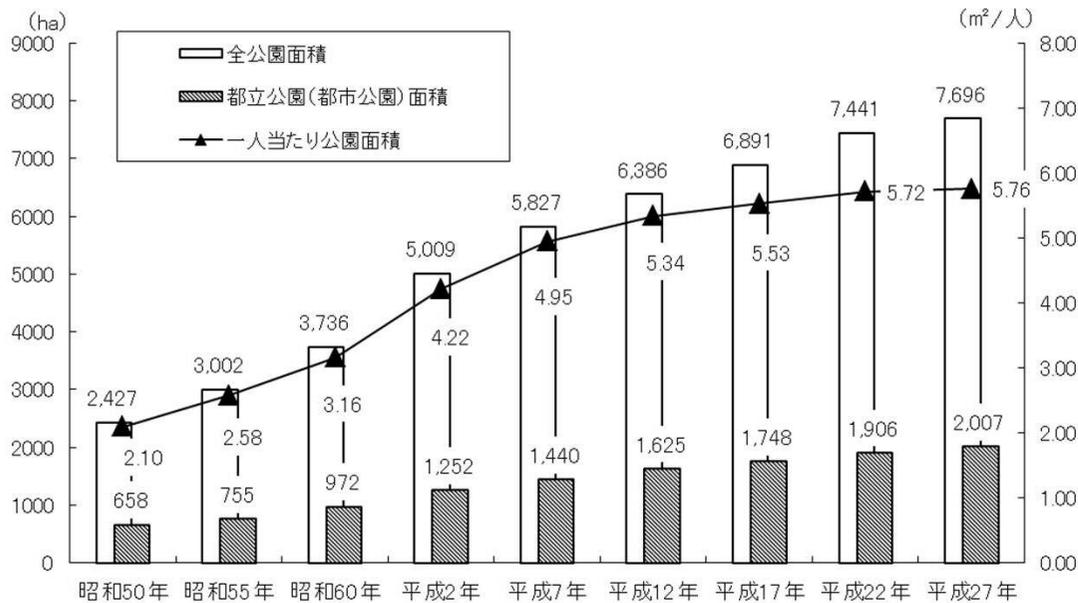
- 東京都の公園の整備・開園状況

H27.3.31における東京都内の全公園面積※は約7,320ha  
 都民一人当たり面積 約5.76㎡(区部 約4.42㎡)と、目標数値(1人当たり10㎡)に満たない。  
 国内及び諸外国の都市と比較しても低い水準にあり、引き続き面積の確保が必要。

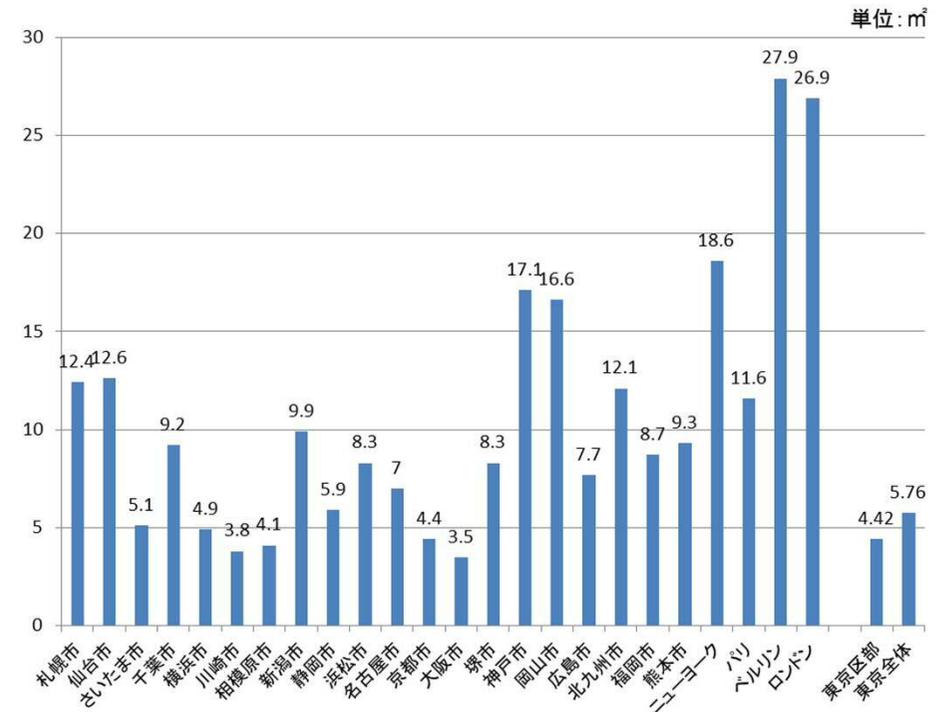
都立公園の面積は約2,007haであり、は全公園面積に対して、27.4%を占めている。

※公園調書(東京都建設局・前ページ資料参照)に記載された公園

都民1人当たりの公園面積



1人当たり公園面積(他都市比較)

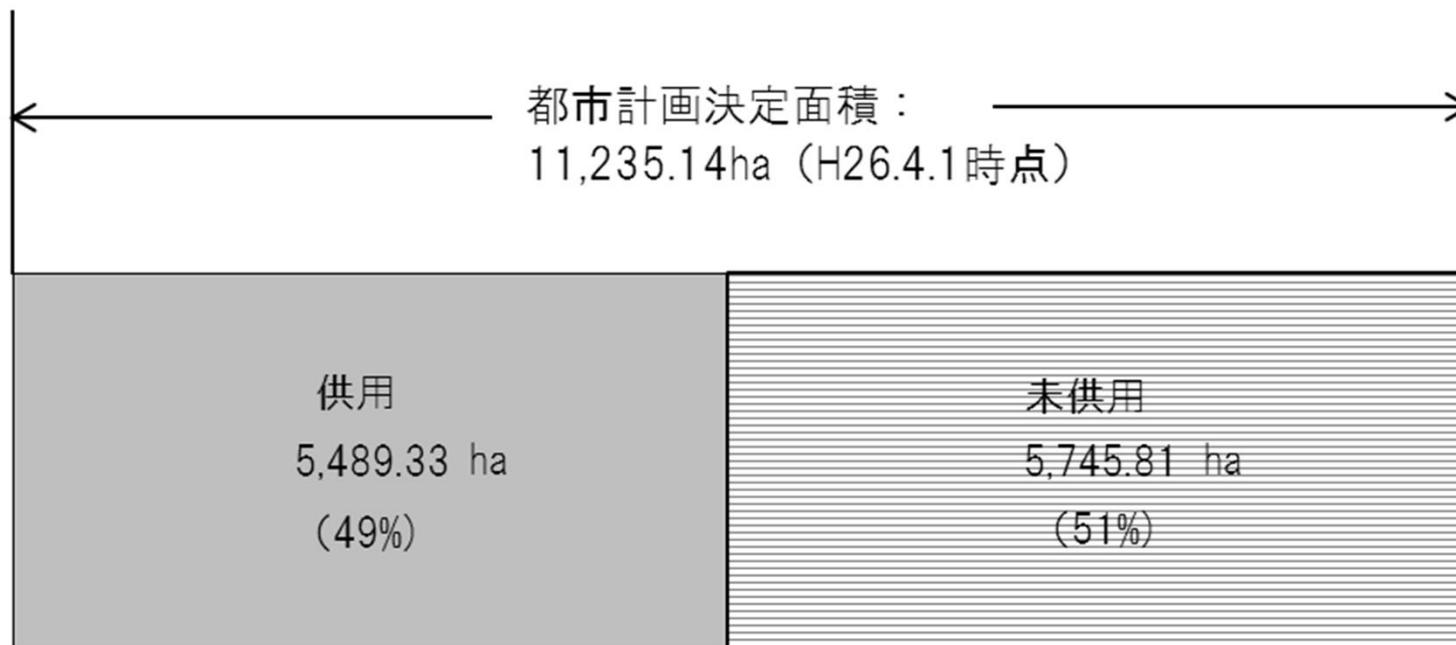


# 1 都立公園の概況

- 都市計画に対する整備状況

東京都全域で都市計画における「公園・緑地」の決定面積は、11,235.14ha  
整備の上、供用されているのは、5,489.3ha(49%)  
半分以上が未供用であり、引き続き公園面積の確保が必要である。

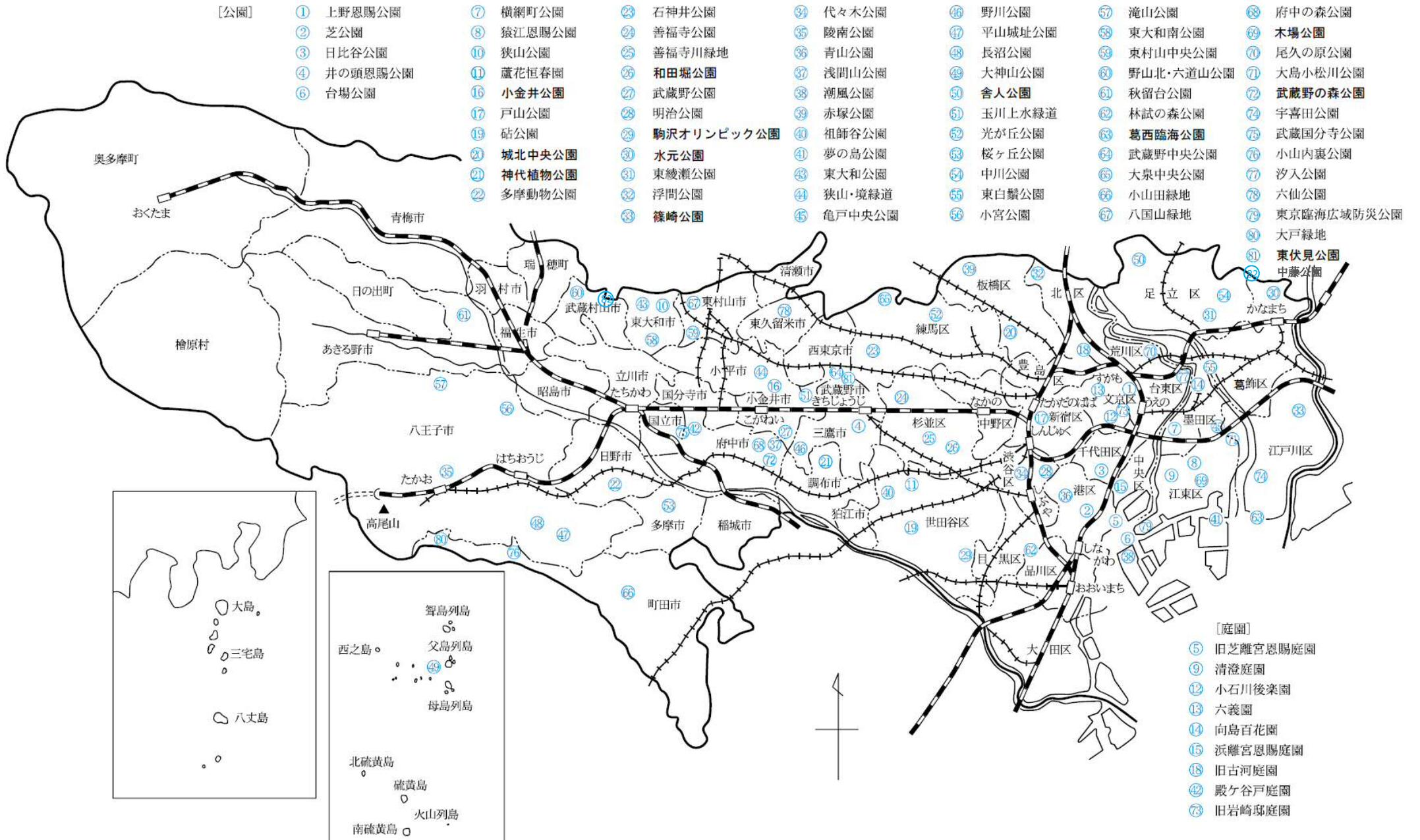
## 公園・緑地の都市計画決定面積に対する 供用面積



# 1 都立公園の概況

• 現在の都立公園 82公園 約2,017haが開園

(平成28年4月1日現在)



# 1 都立公園の概況

- 公園の種別(都市公園法)による分類

狭山公園(都市緑地)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

石神井公園(風致公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

日比谷公園(総合公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

武蔵国分寺公園(総合公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

駒沢オリンピック公園(運動公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

浜離宮恩賜庭園(歴史公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

小金井公園(広域公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

神代植物公園(動植物公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

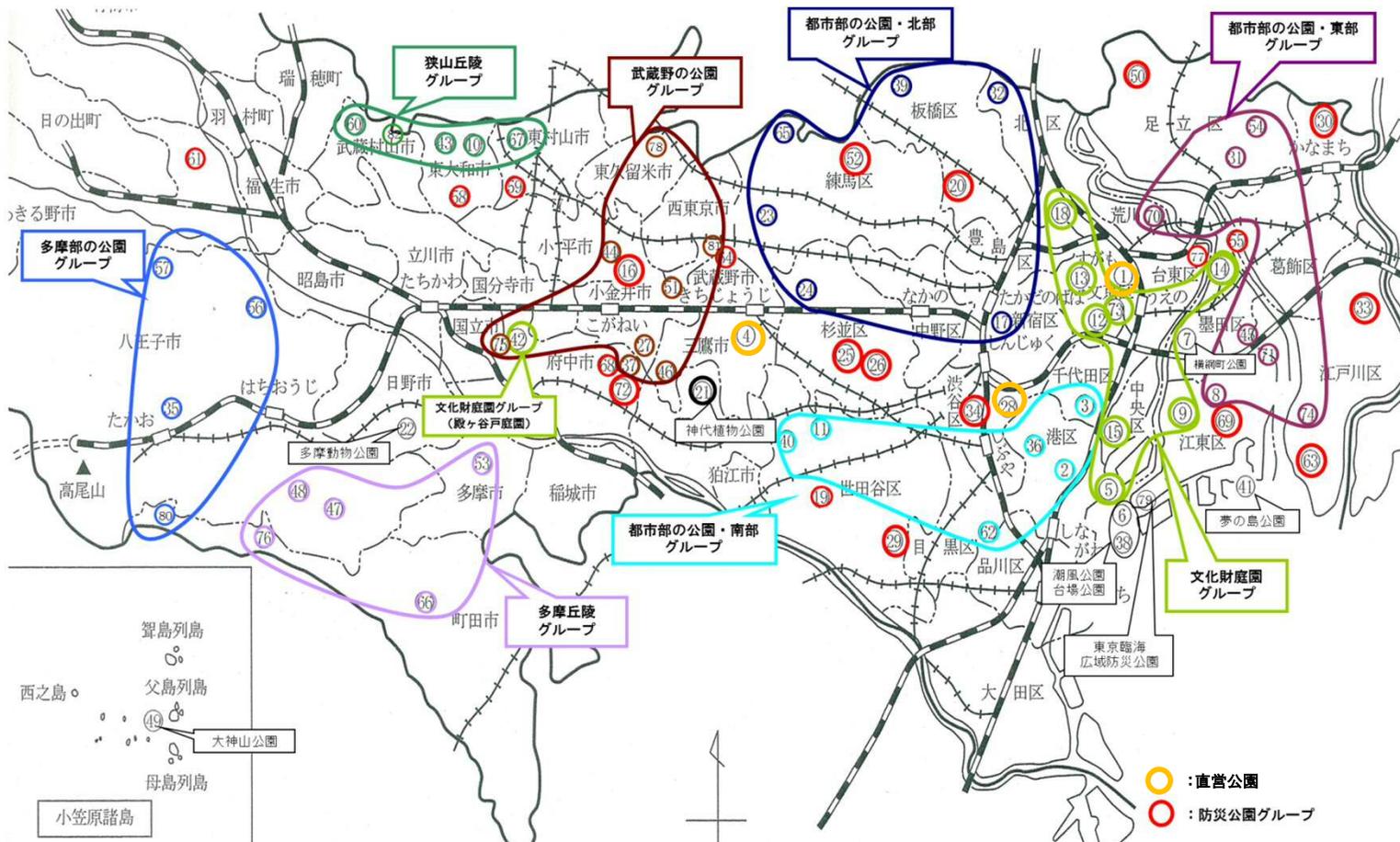
葛西臨海公園(広域公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

# 1 都立公園の概況

## • 都立公園の管理

東京都の直営管理や業務委託を経て、平成18年度から「指定管理者制度」を導入、民間のノウハウを生かした管理を実施  
 都が作成する「パークマネジメントマスタープラン」「公園別マネジメントプラン」に基づき、個々の公園の実情を踏まえた管理を実施



直営公園 3公園  
 指定管理者管理 79公園  
 (H28.4.1時点)

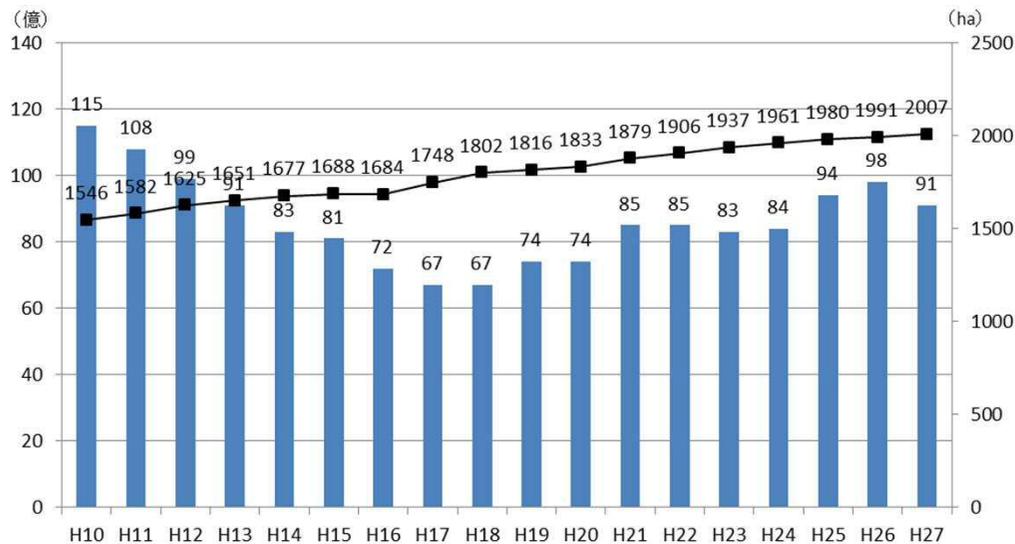
- <管理運営内容>
- ・植栽地管理
  - ・施設の保守点検・維持
  - ・管理所の運営
  - ・園内巡回等、園内施設の適正管理
  - ・公園利用者への案内、要望、苦情の対応
  - ・利用促進
  - ・ボランティア等との協働
  - ・必要に応じた利用制限
  - ・有料施設の案内、受付、予約管理
  - ・事故対応 等

# 1 都立公園の概況

- 管理費・整備費の推移

維持管理及び整備に関する予算は、社会情勢に大きく影響を受けている  
管理面積の増大を踏まえつつ、管理の質を維持する方策が必要

### 公園管理費と公園開園面積の推移

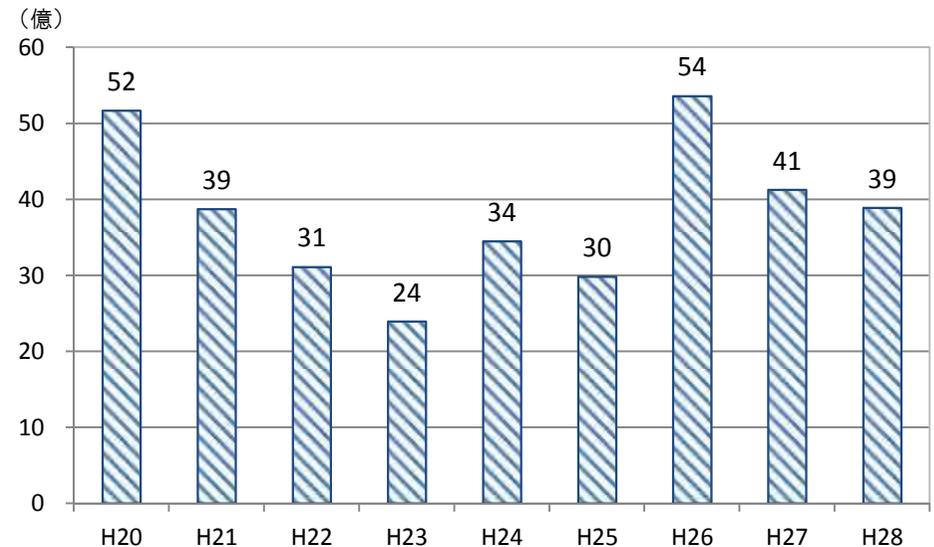


■ 公園管理費予算

■ 開園面積(ha)

※開園面積4月1日時点

### 公園整備費の推移



■ 公園整備費(億円)

# 1 都立公園の概況

## (2) 都立公園が有する機能

### 防災

市街地において、震災時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

### 自然環境保全・生物多様性

地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境の保全

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

### 景観

都市の景観を形成し、都市としての風格を高める機能

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

### やすらぎ・レクリエーション

幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

# 1 都立公園の概況

- 都立公園にある施設の例

ドッグラン(代々木公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

整備計画や利用者ニーズに基づき、種々の施設が設置  
個々の公園の状況に見合った様々な利用形態が見られる

芝生広場(野川公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

バードサンクチュアリ(光が丘公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

じゃぶじゃぶ池(舎人公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

天然記念物(石神井公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

イベント池(木場公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

バーベキュー広場(水元公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

史跡滝山城跡(滝山公園)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

# 1 都立公園の概況

- 園内サービスの事例

## (公財)東京都公園協会によるサービス

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

売店の運営

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

レストランの運営

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

運動施設等の有料施設の運営

## 民間企業との連携によるサービス

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

文化財の修復と管理許可による運営

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

設置許可による公園施設(観覧車)の設置・運営

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

占用許可による各種イベントの実施

## 2 多面的な活用の事例

各自治体で行っている民間を活用又は民間と連携した取組の一部を紹介。詳細は、別冊1(事例集)を参照。

	公園名	自治体	特徴
1	天王寺公園	大阪府大阪市	民間資金で芝生広場や飲食物販施設等を整備し、公園の魅力向上と地区の賑わい創出に寄与するリニューアルを実施
2	富岩運河環水公園	富山県	運河の船溜まりを活用した風光明媚な公園内に、カフェやレストランが整備され、イベント開催も相俟って賑わいを創出
3	千秋が原南公園	新潟県長岡市	土手、公園、建築が三位一体となり屋内外の子育てプログラムを展開する、公園と一体となった子育て支援の拠点
4	こどもの森緑地	東京都練馬区	体験イベントで区民意見を聴取しながら設計した公園で、緑の豊かさを実感し、地域や環境への愛着を深める場として開設
5	稲毛海岸公園検見川地区	千葉県千葉市	ウィンドサーフィンのメッカである検見川地区の更なる賑わい創出を目指し、民間資金や経営ノウハウを活用して地区を再整備
6	淡路公園	東京都千代田区	民間再開発事業と併せて拡張再整備した都市公園と広場とを一体的に利用する多数のイベントを実施して、地域を活性化
7	新宿中央公園	東京都新宿区	公園を含む新宿副都心で活動しているエリアマネジメント組織と連携し、イベント等を通じた地区の賑わいを創出
8	名城公園	愛知県名古屋市	歴史的建造物を復元しつつ、伝統技術に触れる体験会、ガイドツアー等を実施し、地域の歴史文化の理解を促進

## 2 多面的な活用の事例

### 東京都の取組①<レストラン・カフェの展開>

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

#### 上野恩賜公園

平成24年度に、レストラン及びカフェの運営業務を民間に委託

#### 駒沢オリンピック公園

平成27年度に、店舗デザインから・建築から運営までを一体で行うレストラン事業者募集し選定

※(公財)東京都公園協会との共同事業

### 東京都の取組②<保育所等の設置>

平成27年9月に国家戦略特区制度が改正され、都市公園法の特例により、都市公園内への保育所等の設置が可能となる

特区法による認定(平成28年8月末現在)

- ① 汐入公園 【保育所】(荒川区)
- ② 祖師谷公園 【保育所】(世田谷区)
- ③ 蘆花恒春公園 【保育所】(世田谷区)
- ④ 代々木公園 【保育所】(渋谷区)
- ⑤ 汐入公園 【学童保育】(荒川区)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

### 3 国の動向

#### 【「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」】

##### ○ 平成26年11月設置

人口減少・少子高齢化社会における緑とオープンスペースの再編や利活用のあり方、まちの活力と個性を支える都市公園の運営のあり方等について検討(計9回)

##### ○ 平成27年10月、中間とりまとめを公表

##### ○ 平成28年5月、最終とりまとめを公表

概要版及び最終とりまとめは別冊2を参照

#### 【最終とりまとめのポイント】

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ(新たなステージ)と移行すべき新たなステージへの移行に向けて、今後の緑とオープンスペース政策が重視すべき観点は以下の3つ

1. ストック効果をより高める
2. 民との連携を加速する
3. 都市公園を一層柔軟に使いこなす

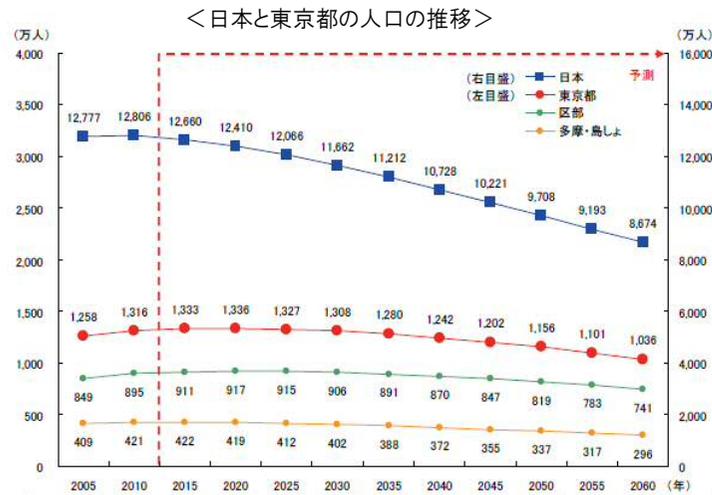
今後の緑とオープンスペース政策は、以下の戦略を重点的に推進すべき

1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進
2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化
3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実

# 4-1 東京を巡る社会情勢①

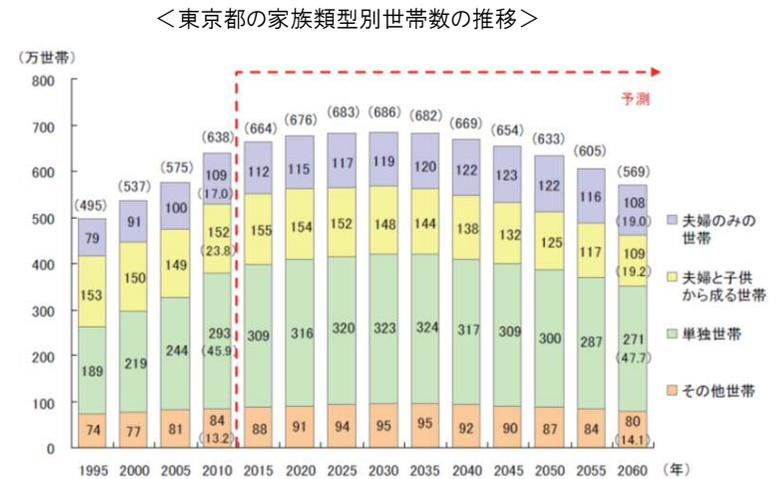
## 少子高齢・人口減少社会の到来

- ・東京の人口は、2020年の1,336万人をピークに減少に転じる見込み
- ・単独世帯の割合が増加し、夫婦と子供から成る世帯の割合は減少
- ・高齢化の進行に伴い、世帯主の年齢が65歳以上の高齢世帯の増加が見込まれ、とりわけ後期高齢者の単独世帯の増加が顕著



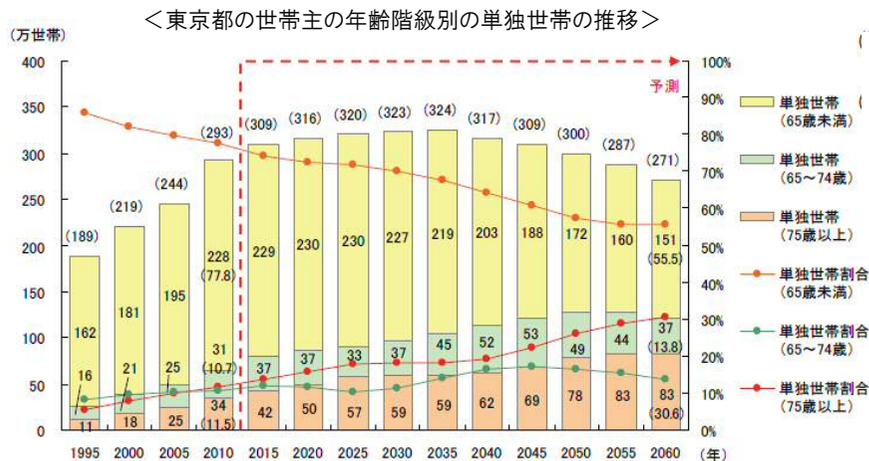
(資料)「東京都男女年齢(5歳階級)別人口の予想」(平成25年3月)(総務局)、「国勢調査」(総務省)、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)等より作成  
(備考)2015年以降の東京の人口は政策企画局による推計

出典:「東京都長期ビジョン」(平成26年12月/東京都政策企画局)



(資料)「国勢調査」(総務局等)より作成  
(備考)1. 2015年以降は政策企画局による推計  
2. 内訳の( )内の数字は世帯数に占める割合  
3. 四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

出典:「東京都長期ビジョン」(平成26年12月/東京都政策企画局)



(資料)「国勢調査」(総務局等)より作成  
(備考)1. 2015年以降は政策企画局による推計  
2. 内訳の( )内の数字は世帯数に占める割合  
3. 四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

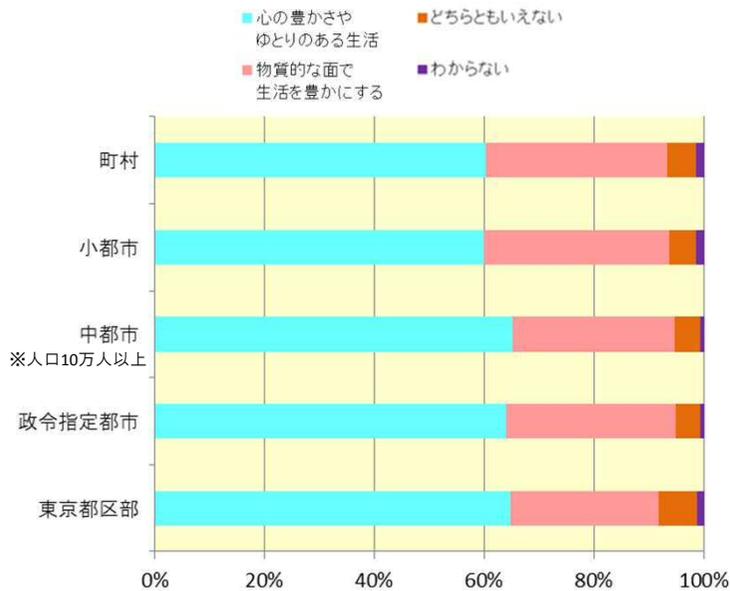
出典:「東京都長期ビジョン」(平成26年12月/東京都政策企画局)

# 4-1 東京を巡る社会情勢②

## 成熟社会を迎え価値観が多様化

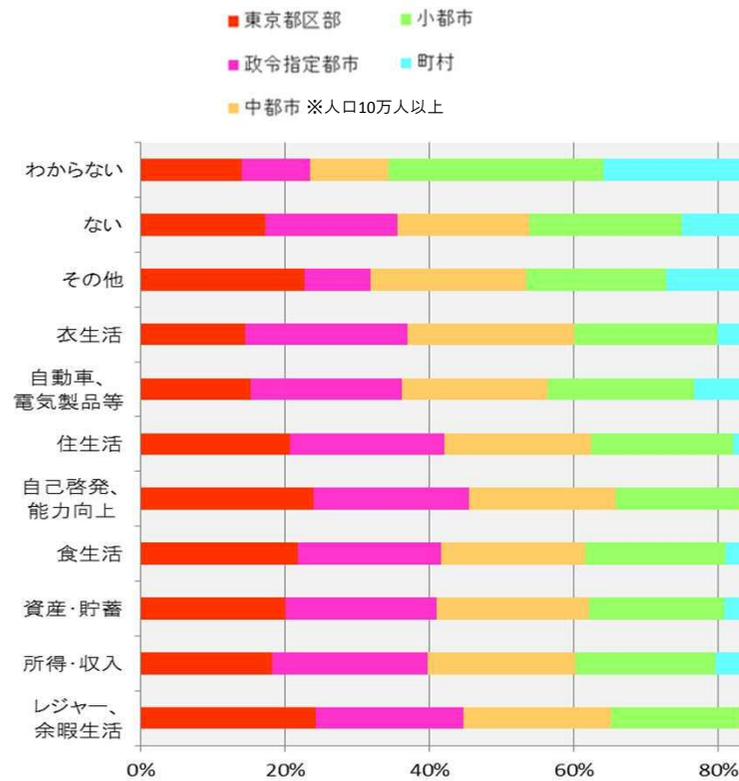
・経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさ、生活の質の向上等のニーズが高まっている

＜これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか＞



(資料)「国民生活に関する世論調査」(平成26年度)(内閣府)より作成

＜生活の力点＞



(資料)「国民生活に関する世論調査」(平成26年度)(内閣府)より作成

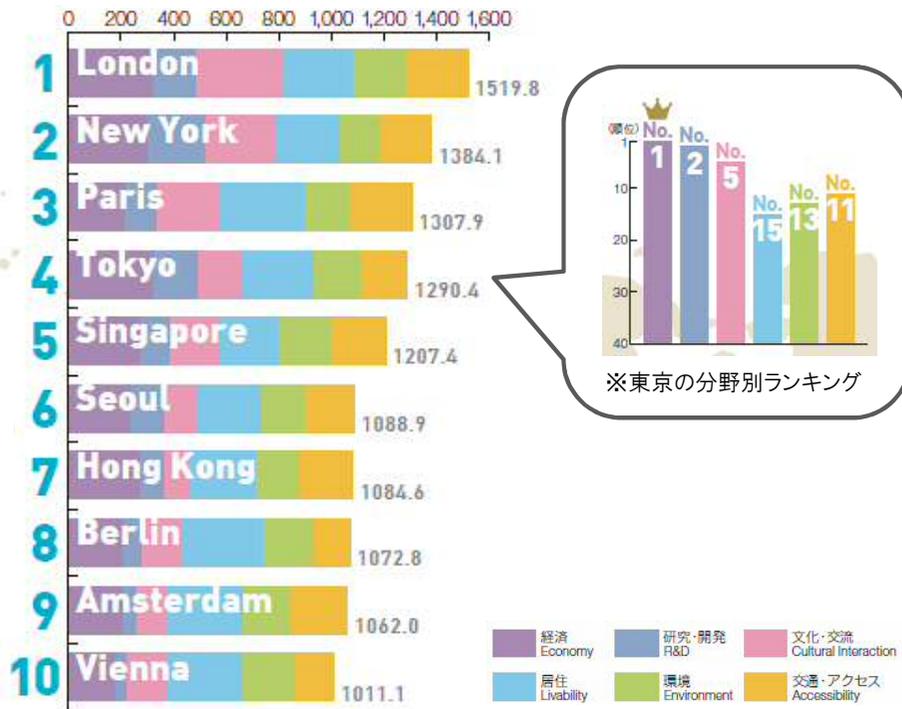
事例写真等は、著作権の関係により、表示していません。

# 4-1 東京を巡る社会情勢③

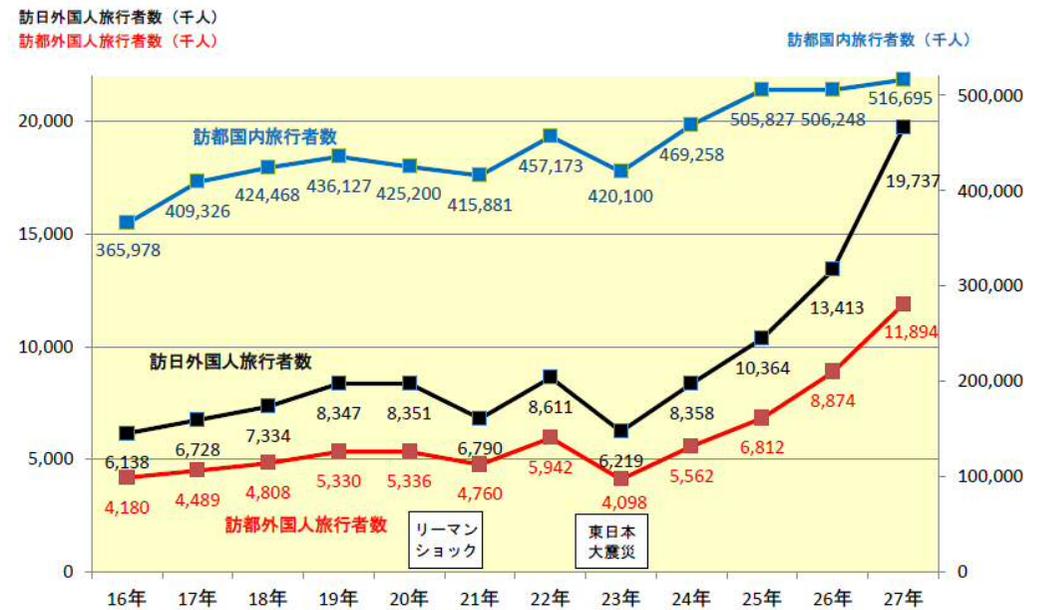
## グローバル化による世界的な都市間競争の激化

- ・東京は世界の都市総合ランキング2015において、ロンドン、ニューヨーク、パリに次ぐ4位を維持
- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会や2019年ラグビーワールドカップを控え、東京は世界から注目
- ・平成27年の訪都旅行者数は過去最高の約1,189万人で訪日外国人は過去最多

＜分野別総合ランキングトップ10都市＞



＜訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移＞



出典：「世界の都市総合力ランキング」(平成27年10月)  
(一般財団法人森記念財団都市戦略研究所)

出典：「平成27年東京都観光客数等実態調査」(平成28年5月)(産業労働局)

## 4-1 東京を巡る社会情勢④

### エリアマネジメント団体等による活動が活発化

- ・地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民、事業者、地権者等が主体となったマネジメントが必要
- ・「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」におけるまちづくり団体には、平成28年3月30日現在、48団体が登録
- ・登録により、敷地内の公開空地等において、まちの活性化に資すると認められる有料の公益的イベント、オープンカフェ等が可能

### エリアマネジメント事例

#### <すわる新宿計画>

- ・国家戦略道路占用事業の認定を受け、新宿副都心で実施
- ・周辺の超高層ビル群の公開空地でもイベントを開催
- ・官民オープンスペースを一体的に活用した社会実験

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

#### <道路占用によるオープンカフェ>

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

#### <地域清掃活動>

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示していません。

## 4-2 多面的な活用の必要性(案)

### 多面的な活用とは

◇都立公園は、市街地にゆとりと潤いを与えることはもとより、賑わいの場や魅力ある観光資源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の浸透・貯留、震災時の避難場所、復旧・復興の拠点など、多様な面において都市活動を支える重要なインフラとしての役割を担っている。

◇本部会では、都立公園のポテンシャルを最大限発揮して東京の魅力を高めるため、公園が本来有している機能の質を向上させたり、公園と親和性がある新たな機能を付加することによってストック効果をより高めることを、都立公園の多面的な活用と定義する。



## 4-2 多面的な活用の必要性(案)

### 多面的な活用の必要性

- ◇社会の成熟化を迎え、都民の価値観の多様化や少子・高齢化が進行する中、都民の生活の質の向上や安心・安全を求めるニーズに対応するため、例えば、子どもが元気に遊び・学べる、高齢者が健康な生活を送れる、多様な世代が交流し活力を生み出すような魅力的な場を都市に創出することが必要。
- ◇また、グローバル化が進行するとともに、世界的な都市間競争が激化する中、東京の国際競争力を強化するため、外国人観光客やグローバル人材に評価される都市を構築することが必要。
- ◇このような中、都市の重要なインフラである都立公園は、子供、高齢者、外国人など、誰もが豊かな緑とオープンスペースの中で居心地よく過ごすことができる場であり、その質をより高めることで上記ニーズに対応するポテンシャルを有するものである。
- ◇このような都立公園のポテンシャルを最大限発揮するためには、公園の従来機能の質の向上や、公園と親和性がある新たな機能を付加することで、ストック効果をより高める多面的な活用を推進していく必要がある。
- ◇更に、東京都内では、エリアマネジメント活動や質の高い広場空間を創出する都市開発など、公共貢献に取り組む民間活動が活発である。
- ◇よって、多面的な活用に当たっては、都民ニーズへのきめ細かな対応の観点や公園関係予算の制約等も鑑みれば、民間のアイデア・ノウハウや資金を活用すること、すなわち官民連携をより加速する視点も重要である。
- ◇多面的な活用の内容によっては行政単独で行う場合もありうるが、本部会では、民間のアイデア等を取り入れた、都立公園の多面的な活用のあり方について検討を深めるものである。
- ◇なお、上記のような多面的活用の必要性については、国の「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ(平成28年5月)においても提言されているものである。

## 4-3 多面的な活用のパターン(案)

	① 賑わい・地域活力の創出	② まちづくりとの連携
背景	<p>◇生活の質を重視する傾向 (内閣府「H26国民生活に関する世論調査」)</p> <p>◇外国人が住み働きやすい街＝生活や余暇・文化等で楽しく豊かに過ごせる街 (㈱不動産協会「外国人ビジネスパーソン都市・オフィス・居住環境に関するニーズ調査2015」)</p> <p>◇東京の住宅形態は70%が共同住宅で全国最多 (総務省「H25住宅・土地統計調査」)</p> <p>◇東京の1世帯当たりの人員は2.03人で全国最低 (総務省「H27国勢調査」)</p>	<p>◇都市開発諸制度を活用した都市再生により、民間開発による良質な公共的空間(公開空地)が多数創出</p> <p>◇エリアマネジメント活動の広がりで、地域の魅力や価値が維持・増進</p>
目指す都立公園の姿	<p style="text-align: center;"><b>誰もが利用したくなる公園</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>&lt;具体例&gt; 『落ち着いた雰囲気の中で食事等が楽しめるレストラン・カフェ』 『公園の自然を身近に親しみ、体験できる場』 『いつでも誰でも遊び、学び、交流できる場』</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>事例写真等は、 著作権の関係により、 表示していません。</p> </div>	<p style="text-align: center;"><b>まちに浸み出す公園</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>&lt;具体例&gt; 『良質な公共的空間と一体となる都市公園』 『都市の回遊性を高める都市公園』</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>事例写真等は、 著作権の関係により、 表示していません。</p> </div>

東京の魅力の向上 ・ ストック効果の高まり

## 4-3 多面的な活用のパターン(案)

### 『落ち着いた雰囲気の中で食事等が楽しめるレストラン・カフェ』

#### <イメージ>

- 富岩運河環水公園(富山県):水辺を活かした美しい景観の中でくつろげるカフェ
- 砧公園(東京都):公園の四季折々の景観を眺めながらゆったり食事ができるレストラン

- ・都立公園の利用者アンケートでも、飲食店や売店の充実を求める声は多い
- ・上野恩賜公園でレストラン・カフェの運営業務を平成24年度に民間委託し、好評を博している
- ・駒沢オリンピック公園では、店舗デザイン・建築から運営までを一体で行うレストラン事業者を平成27年度に募集し選定した(平成29年春オープン予定)
- ・今後も、都立公園の特性やニーズに適したレストラン・カフェを展開

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

### 『公園の自然を身近に親しみ、体験できる場』

#### <イメージ>

- 東神楽森林公園(北海道):キャンプより優雅で日常より豊かな自然体験イベント「グランピング&マルシェ」

- ・価値観の多様化により、質を重視する傾向が強くなっている
- ・外国人を含む観光客も増加しており、2020年に向け、都立公園の魅力を発信する取組みを一層進める必要がある
- ・都立公園の豊かな自然を満喫できる場を提供するなど、ニーズに適応した様々な体験を推進していく

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

## 4-3 多面的な活用のパターン(案)

### 『いつでも誰でも遊び、学び、交流できる場』

#### <イメージ>

- 千秋が原南公園(新潟県):全天候型屋根付き施設と地域子育て支援拠点
- こどもの森(東京都練馬区):子供たちの健全な発育に寄与

・子供から高齢者までのニーズを捉え、多世代が交流し、楽しめる場の提供

#### <各種調査>

- 子供の生活と学びのうち、平日に外遊び・スポーツをしない割合は増加しているが、遊び場としては身近な広場・公園が利用されている  
(ベネッセ教育総合研究所「子どもの生活と学びに関する親子調査2015」)
- 高齢者の日常的な楽しみとして、仲間等との交際、飲食、旅行等の上昇傾向が高い  
(内閣府「H26高齢者の日常生活に関する意識調査」)

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

### 『良質な公共的空間と一体となる都市公園』『都市の回遊性を高める都市公園』

#### <イメージ>

- 檜町公園(東京都港区):東京ミッドタウンの芝生広場と一体化した都市公園
- 淡路公園(東京都千代田区):民間再開発(ワテラス)と一体的に拡張再整備したのち、エリアマネジメント団体が公園を地域活動に活用

- ・民間都市開発との連携により、利用しやすく回遊性の高い都市公園が生まれている
- ・都立公園においても、地域特性に応じた賑わいや回遊性向上など、質の高い都市空間を形成する取組に対しては、官民の垣根を超えた連携可能性を検討する

事例写真等は、  
著作権の関係により、  
表示しておりません。

## 5-1 多面的な活用の方向性(案)

### 今後の方向性

- ◇都市の重要なインフラである都立公園は、「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」(平成23年12月)に基づき、計画的な事業化を進め、緑とオープンスペースの拡大を着実に進める必要がある。
  - ◇その上で、都立公園のポテンシャルを最大限発揮して東京の魅力を高めるため、民間のアイデア等も取り入れて、公園が本来有している機能の質を向上させたり、公園と親和性がある新たな機能を付加することによってストック効果をより高める多面的な活用を進める際には、以下のような方向性を基本とすべきである。
- 都立公園が本来有する緑や防災等の機能を確保する。
  - 地域のニーズ、都民のニーズ、来訪者のニーズ、すなわち利用者本位の視点に立って取り組み、都立公園の価値、東京の魅力を高める。
  - 画一的な対応によらず、その都立公園の性質・特徴、周辺の地域特性・まちづくりの動向等に調和した、賑わいと安らぎのバランスがとれた、居心地の良い公園、誰もが利用したい公園を目指す。
  - ハード・ソフト両面から民間のアイデアを広く取り入れることで、官民連携の加速化や都民ニーズのきめ細かな対応を図る。
  - 都市公園内で事業活動する民間から、公園の質の向上に繋がる公共貢献を求める仕組みの導入。
  - 公園管理者(指定管理者を含む)とそれ以外の公園の維持管理や運営に関わる関係者が連絡・調整する体制を構築することで、都立公園の適正な管理・運営を図る。
  - 都立公園の多面的な活用の効果を周囲にも広げる観点から、エリアマネジメントの視点が重要。
  - なお、都市公園に関する国の制度見直しの動向や、多様な意見なども踏まえながら必要に応じて制度の見直しを検討。

## 5-1 多面的な活用の推進方策(案)

### 推進方策

◇多面的な活用の方向性を踏まえ、施設・サービスの導入による多面的活用の推進方策は、以下を基本とする。

#### <導入条件>

- 都立公園に導入する施設やサービスは、東京を取り巻く社会情勢の中で地域や都民等のニーズに的確に対応する公園に相応しいものを選定。具体的には、多面的な活用のパターンに例示したものが想定される。
- 都市公園の性質・特徴や立地条件等は公園毎に様々であることから、上記施設やサービスを導入する公園を選定するに当たっては、上記ニーズに加えて、その公園の整備目的に適合しているとともに、公園周辺の土地利用の状況、交通アクセスなどを十分勘案。
- 施設やサービスを導入する公園エリアの選定は、都市の潤い、景観、生物多様性の役割を担う都市公園の緑豊かな空間を確保するとともに、震災時の避難場所や防災拠点としての役割を担う都立公園の防災機能を阻害することがないように配慮。
- 導入する施設の外観は、その公園の自然・景観、歴史・文化等と調和するとともに、公園周辺の環境・景観との調和を図る。

#### <導入手法>

- 民間のアイデア等を活用した多面的な活用の導入可能性を把握するため、事前にそのための調査等を適切に実施するとともに、必要に応じ、所要の計画変更手続きを行う。
- 施設の導入は、設置・管理許可等の都市公園法で用意された法制度により対応。
- 民間の選定は、公平性・客観性を確保する観点から、公募型プロポーザル方式によることとし、ハード・ソフト両面から広く独自の提案を募集し評価するとともに、審査手続には、有識者等の外部委員をメンバーに加える。
- 募集条件や審査基準は、公園の魅力向上、事業の安定性・継続性の確保、独自提案の内容、公共貢献等の観点から、適切に定める。

## 5-1 多面的な活用の推進方策(案)

### 推進方策

#### <運営手法>

- 民間は、導入された施設・サービスの管理・運営を基本的な役割とし、都市公園全般の管理・運営については、公園の緑や防災等の機能を総合的かつ適切に確保する観点から、公園管理者・指定管理者が担当。
- 一方、平時から災害時まで、公園管理の適正かつ整合性を確保するため、公園管理者・指定管理者と民間とが、例えば協議会の設置等によって連絡・協議体制を整備。特に、災害時の役割分担について明確化する必要。
- 多面的な活用の取組が周辺エリアと一体となって都市の魅力を向上させる観点から、導入施設の性格や周辺エリアの特性を踏まえて、必要に応じて、エリアマネジメント団体や公園周辺施設との連携による相乗効果を図ることが重要。
- 導入する施設の建築に要する工事費等の費用のほか、維持管理費も民間が負担するとともに、条例に基づく土地使用料等を民間から徴収する。
- 例えば、施設等の収益のうち公募において民間が提案した割合を公共還元するなど、都市公園の質の向上に向けた民間による公共貢献を求める仕組みを検討・導入。

#### <その他>

- 多面的な活用の実施後は、民間から定期的に報告を徴収し、事業の適正性等を確認するとともに、その効果や影響を適切に検証することも重要。
- ◇民間都市開発と連携した都立公園のまちへの浸み出しによる多面的な活用については、必要に応じ、所要の計画変更手続きを行いつつ、民間により整備される広場空間・通路と都立公園が一体的に効果を発揮するよう、公園管理者と民間との連絡・協議体制の構築、当該民間施設の公共的な性格を確保するための制度的担保を講じる必要。